

福岡県教育文化奨学財団奨学金等貸付金債権回収業務委託に係る契約書（案）

（総則）

第1条 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）との間に、福岡県教育文化奨学財団
奨学金等貸付金回収に関する業務について、次の条項のとおり委託契約を締結す
る。

（委託する業務）

第2条 甲は、乙に対し、福岡県教育文化奨学財団奨学金等貸付金の未収債権のう
ち、甲が指定する債権について回収の業務を委託する。

（関係法令等の遵守）

第3条 乙は、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号。以下「財務規則」
という。）、この契約及び甲が別途示す個人情報取扱特記事項又は甲の指示すると
ころに従い、信義を守り誠実に委託業務を履行するものとする。
2 乙は、受託に係る債権の回収をしようとするときは、携帯している身分を示す
証票又は権限を証明する書類を示して、これを行わなければならない。

（債務者関係情報の受け渡し）

第4条 甲は、委託しようとする債権について、債務者の住所及び氏名、回収すべ
き金額等回収に必要な事項を乙に通知するものとする。なお、甲が乙に通知した日
をもって委託日とする。
2 甲は、委託後に新しい情報を入手した場合には速やかに乙に連絡することとす
る。
3 乙は、甲より提供を受けた資料については、善良なる管理者の注意をもって管
理し、保管するものとする。

（回収金の受け渡し）

第5条 乙は、債務者から受託に係る貸付金を現金にて回収したときは、当該債務
者に対し、領収書を交付しなければならない。ただし、当該債務者が、乙の指定
した銀行口座等に入金したときはこの限りでない。
2 乙は、回収金に係る情報を、一月毎に受託債権管理報告書（様式1）によりと
りまとめ、翌月10日までに甲に提出することとする。
3 乙は、回収金を、甲の指定する金融機関の口座に翌月10日までに振り込むも
のとする。この場合において、当該振り込みに係る手数料が発生する場合は、乙
の負担とする。
4 債務者が直接甲に支払いをした場合には、甲は、乙に速やかに文書で連絡する
ものとする。

(回収金の保管方法)

第6条 乙は、回収金を甲の指定する金融機関の口座に振り込むまでの間、金融機関へ預金（決済用預金とする。）その他確実な方法により保管しなければならない。

(受託回収金払込内訳の報告)

第7条 乙は、回収金を甲の指定する金融機関へ振り込んだときは、直ちに、受託回収金払込内訳書（様式2）を甲に送付しなければならない。

(受託回収金に係る回収状況の報告)

第8条 乙は、毎月受託回収金精算書（様式3）を作成し、翌月10日までに甲に提出しなければならない。

(受託処理費用の徴収禁止)

第9条 乙は、理由のいかんを問わず、委託業務の処理に関し、その費用を債務者から徴収してはならない。

(委託手数料の支払)

第10条 この契約に係る回収業務委託手数料の額は、本契約期間において甲が指定した債権額のうち、当該委託によって回収した額の100分の に相当する額とする。なお、一円未満の端数は、これを切り捨てる。

債務者が直接甲に支払いをした場合も同様に、当該委託によって回収した額の100分の に相当する額とする。なお、一円未満の端数は、これを切り捨てる。

2 乙は、甲に対し、前項の回収業務委託手数料に消費税相当額を加えた金額（一円未満の端数はこれを切り捨てる。）を各月回収金の受け渡し後、請求するものとし、甲はその請求書を受理した日から30日以内に委託手数料を支払う。

(契約保証金)

第11条 契約保証金は、福岡県財務規則第170条各号該当の場合は免除する。

(回収に係る記録の整備)

第12条 乙は、受託に係る貸付金の回収の経過を明らかにした帳簿を備え、常に整備しておかねばならない。

(委託事務処理の検査)

第13条 甲は、必要があると認められるときは、委託に係る回収の業務について検査することができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙の委託業務の処理に関し、調査し、又は

状況報告を徴することができるものとする。

(一般、第三者及び不可抗力による損害)

第14条 甲又は乙は、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、相手方に対し、それによって被った損害を賠償するものとする。ただし、甲又は乙の責めに帰することのできない事由により生じた損害については賠償責任を負わないものとする。

2 委託業務の履行において第三者に損害をおよぼしたときは、乙がその損害を賠償する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたもの及び委託業務の履行に伴い通常避けることができない事象により生じたものについては、この限りではない。

3 前項の場合その他委託業務の履行において第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその解決に当たるものとする。

4 事変、災害、輸送機関の事故、同盟罷業などの争議行為、法令の改廃制定、公権力による命令処分その他の不可抗力により、この契約の全部又は一部の履行遅滞や履行不能が生じた場合には、それによって生じた損害について乙はその責を免れるものとする。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(業務の中止)

第17条 甲は、乙に委託した債権について、委託を取りやめる必要が生じた場合は、乙に対し書面にて申し出るものとする。なお、収納された金員の取扱いについては、個々の場合において、甲乙協議のうえ定めるものとする。

2 乙は、個別債権について、受託を取りやめる必要が生じた場合は、甲に対し書面にて申し出るものとする。この場合の取扱いについては第1項に準じる。

(契約の期間及び解除)

第18条 この契約の期間は、契約締結日から平成32年3月31日までとする。

2 平成30年度以降においてこの契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合には、甲はこの契約を解除するものとする。

3 甲は、乙が財務規則、この契約の定め及び個人情報取扱特記事項又は甲の指示に従わないときは、委託契約をいつでも解除することができるものとする。

なお、この場合においては、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

4 甲又は乙が委託契約を解除しようとするときは、文書により相手方に申し出る

ものとする。

(暴力団排除条項)

第19条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、その事象が判明した時点までに委託手数料として支払済である金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(受託関係書類の引継)

第20条 乙は、委託契約の解除があった場合においては、甲の指示に従い、委託に関する書類を甲に引き継がなければならない。ただし、乙は、甲に引き継いだ後においても、債権管理回収業に関する特別措置法に基づく保管義務期間である5年間は、帳簿書類を保管するものとする。

(委託契約の変更)

第21条 甲又は乙は、双方協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(契約外の事項)

第22条 この契約に定めのない事項その他必要な事項については、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その一通を所持する。

平成29年 月 日

(甲) 委託者 福岡県久留米市東櫛原町1713番地
公益財団法人福岡県教育文化奨学財団
理事長 今村 芳晴

(乙) 受託者

別記

個人情報取扱特記事項（案）

（基本的事項）

- 第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 2 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることがないようにしなければならない。

（秘密の保持）

- 第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

- 第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（安全確保の措置）

- 第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（作業場所等の特定）

- 第5 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

（持出しの禁止）

- 第6 乙は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、個人情報が記録された資料等を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

（利用及び提供の制限）

- 第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

- 第8 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

- 第9 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）

第10 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約に反することがないように適正に管理するものとする。ただし、事務完了後甲が当該資料等の返還、引渡しその他当該資料等の管理に係る指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。なお、乙は、債権管理回収業に関する特別措置法に基づく保管義務期間である5年間は、帳簿書類を保管するものとする。

(従事者への研修)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(事故報告)

第12 乙は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従い、原因究明等必要な措置を講ずるものとする。

(調査)

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時実地の調査等を行うことができるものとする。

(指示及び報告)

第14 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(運搬)

第15 乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第16 甲は、乙が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求を行うことができるものとする。